

読書科用教科書からみた『台湾教科用書国民読本』の教材選択

筑波大学 甲斐雄一郎

読書科（国語科）用検定教科書 台湾教科用書国民読本 国定国語教科書

はじめに…国定国語教科書に流れ込むもの

第一期国定国語教科書の「尋常小学校用編纂趣意書」は、選択した「材料」を「修身ニ関スル材料、理科ニ関スル材料、地理ニ関スル材料、歴史ニ関スル材料、実業ニ関スル材料、国民教科ニ関スル材料」などに分類して解説している。〈表1〉は国定国語教科書（尋常小学校用巻3～8）の「修身ニ関スル材料」を除く各教材についてこの類型に即して分類し、先行する検定教科書群に掲載されたものと同趣旨の教材を継承したと考えられる教材の数とその比率を挙げたものである（甲斐2005「国語教材を決める論理」中央教育研究所『教科書フォーラム』4、修正）。この結果は国定国語教科書が、とくに地理的教材、歴史的教材、実業的教材において、検定教科書の教材を継承し、国語科の教科内容を構成したことを示すものといえる。

〈表1〉

地理的	歴史的	理科的	実業的	国民教科的
22/24 (91.7)	13/13 (100)	17/28 (60.7)	11/11 (100)	10/13 (76.9)

しかしながら教材継承の淵源として先行する教科書を検討しようとするならば、内地で刊行された検定教科書のみならず、日本の統治に組み込まれた台湾において、台湾総督府が公学校用の教科書として編集・刊行した『台湾教科用書国民読本』（明治34～36年刊、全12巻）もまた検討する必要があると思われる。そこで本発表はその前提として『台湾教科用書国民読本』（以下『国民読本』）の教材選択の方針について、先行して刊行されていた読書科用（明治33年以降は国語科用）教科書群における教材選択の方針と対比することによって、その歴史的立場を明らかにすることを目的とする。

なお本発表で取り上げるのは、国語科の教科内容とされた形式と材料（題材）のうちの後者に限る。前者についてはさきに『国民読本』の文体・表記法を選択に着眼して「国定教科書の編集を含む明治後期の言語政策は、上田から保科への単線のみならず

台湾における言語教育実践をも媒介項としてとらえる必要がある」と指摘した（2005年、読書学会発表要旨集「読み方教材を決める論理——第一期国定国語教科書までの編集方針から考える」）。この問題については機会をあらためて論じたい。

1 『台湾教科用書国民読本』について

(1) 編集・刊行の経緯と制度的背景

公学校は「本島人ノ子弟ニ徳教ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス」（明治31年、公学校規則第一条）と規定されている。生徒年齢は8歳以上14歳以下、修業年限は6年間とされ、その教科目は「修身、国語作文、読書、習字、算術、唱歌、体操」から成っていた（同規則第三・第四条）。『国民読本』は公学校における国語・読書の両科に使用するための教科書として、台湾総督府が編集・刊行したものである（台湾教育会1939『台湾教育沿革誌』257頁。以下台湾の制度については本書による）。この教科書は公学校用第二期教科書としての『公学校用国民読本』（明治45～大正2年）の刊行に至るまで約10年にわたって使用された。

公学校規則において国語科、読書科は次のように規定されている（下線部発表者、以下同）。

- 一 国語ハ音韻ノ性質言語ノ種類典則応用及会话ノ実習並地理歴史理科ニ関スル講説ヲ授ク（以下略）
- 一 （前略）読書ヲ授クルニハ常ニ国語作文ノ教授ニ伴ヒ文字ノ音訓及語勢ニ注意シ又之ヲ土語ニ訳述セシメテ語句文章ノ解否ヲ検シ能ク全体ノ意義ヲ了解セシメ兼テ智徳ヲ啓発セシメンコトヲ要ス

ここでの「智徳」の実質は題材に関わる「地理歴史理科ニ関スル講説」に関連するものと考えられる。『国民読本』は、この規定のもとでの使用を前提として編集されたのである。

公学校規則は明治37年3月に改定された。本発

第1日 第3会場—5

表に関連する変更は教科目の変更である。すなわち国語作文、読書、作文は国語と漢文とに分かれ、教科目の全体構成は「修身、国語、算術、漢文、体操、(女子ノ為ニ裁縫)」となった。この改定は『国民読本』全12巻の完成直後である。したがって次に示す新教則における国語の教授要旨および教材規定は、この教科書の内容を追認したものとみることができるだろう。

国語ハ普通ノ言語文章ヲ知ラシメ正確ニ他人ノ思想ヲ了解シ自己ノ思想ヲ発表スル能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス (中略) 談話及文章ハ雅馴ニシテ国語ノ模範トナルヘキモノヲ選ビ蕪雑ナル方言ヲ避クヘシ其材料ハ修身、歴史、地理、理科、産業等其ノ他生活ニ必須ナル事項ニシテ児童ノ心力ニ適シ趣味ニ富ムモノタルヘシ 女兒ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

ここにみられる教科要旨、そして教材規定は内地における読書、作文科(明治33年以降は国語科)の規定とほぼ同じである。国語科についてみるならば小学校令施行規則第3条において「要旨」は

国語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス

とされ、教材は次の如く規定されていたのである。

国語ノ模範ト為リ (中略) 其材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

『国民読本』と内地において刊行された読書(国語)科用教科書群、さらには国定国語教科書の編集方針との間の相互交渉の可能性を検討する必要性が認められるのはこのためである。

(2) 『国民読本』の編集方針

『国民読本』の題材選択に関する方針として公的に示されたものとして、前掲公学校規則に加えて『台湾公学校国語教授要旨』(明治33年12月、台湾総督府民政部学務課)中の「国民読本編纂例」が挙げられる。ここでは全12項目のうちの「例」のうちの第四番を「巻七以降ハ、徳性ト、普通知識トニ関スル事項ヲ授クルヲ以テ主トスルガ故ニ、之レニ適スル材料ノ選択ニ注意セリ」として題材選択上の注意にあてているのである。ここで強調されているのは「新国民ノ化導」のために「皇室ヲ尊ビ、国家ヲ愛スル性ヲ養フ」ことである。そのための題

材として挙げられた例が「兩陛下ノ御聖徳ハ勿論御歴代 天皇ノ下民ヲ愛撫セサセ給ヘル御事蹟ト、古今国家ノ為メニ、生命財産ヲ顧ミザリシ人士ノ小伝逸事トヲ掲グルコト多ク、其他公共心ヲ奨メ、迷信ヲ破リ、習俗ヲ矯メ、衛生ノ注意ヲ促ス等ノ諸材料」などである。酒井恵美子(1998)「『台湾教科用書国民読本』の編纂と公学校教科用図書審査会」(中京大学社会科学研究所『台湾総督府文書目録』第5巻、405頁)によるならば、明治33年11月の時点で台湾総督府内での図書審査会が完了しているのは第5巻までである。したがってこれらの項目は進行中であつた第7巻以降の編集方針について言及したものと考えられる。

他に明治31年9月から翌年12月にいたる間に15回にわたって開催された「国語教授研究会」において決議された諸々の方針は「国民読本編纂例」にも反映したものと考えられる。そしてそれらに加えた希望(「国語研究会会報」第一号所載、明治33年)については、同研究会幹事・国語科教授細目調査委員の前田孟雄より直接、『国民読本』の編纂者である大矢透、杉山文悟に伝えられたという(吉野秀公『台湾教育史』昭和2年、176頁)。

(3) 先行研究と課題

本発表に関連した先行研究として蔡錦堂(1993「日本坵台初期公学校『国語』教科書之分析」・2003「《台湾教科用国民読本》與《公学校用国民読本》」台湾教育史研究会『日治時期台湾公学校與国民学校国語読本 解説・総目録・索引』)、中田敏夫(2003「台湾総督府編纂公学校用国語教科書を通して見た国民意識の形成」中京大学社会科学研究所『台湾の近代と日本』・2004「台湾総督府編纂『台湾教科用書国民読本』の教材編成」前出『教科書フォーラム』2)を挙げる。

蔡氏は唐澤富太郎(1956)『教科書の歴史』に依拠して各教材を<文学、歴史、科学、実業、社会(一)(二)、皇室関係、国家関係、生活(一)(二)>に分類し、この教科書の特徴として総合読本であること、実学教材が重視され、皇室・国家に関連した教材が多くはないことを挙げている。陳培豊(2001『「同化」の同床異夢』89頁)は蔡氏の分析に基づいて「教育内容の中心が“民族への同化”ではなく“文明への同化”にあった」ことを指摘している。

中田氏は原田種雄・徳山正人(1988『戦前・戦後の教科書比較』)に依拠して、各教材を<哲学、宗

第1日 第3会場—5

教、歴史、地理地誌、紋章、国民、公民社会国家、学校、家庭、交友、風俗、軍事、科学、自然、衛生、発明、産業、交通、通信、芸術、遊び>に分類し、内地の国語科用検定教科書のうちの金港堂版『尋常国語読本』（明治33年）の課名と対比した上で、それぞれの項目において、金港堂と同じく満遍なく教材を配置していることをもって「教材内容を組織する枠組み自体は内地とほぼ共通したものを設定していたことが理解できる」としている（2003）。さらに『国民読本』と『沖縄県用尋常小学読本』（文部省、1899）との課名について、第一期国定国語教科書の課名との一致率を算出し、『国民読本』が26.8%、『沖縄県用尋常小学読本』が44.1%であることを指摘したうえで、『沖縄県用尋常小学読本』に比べて『国民読本』の課名が国定教科書に引き継がれなかった理由として「『沖縄県用』に比べ台湾総督府が独自の教材選定につとめていたことの証左であろう。枠組みとしては内地の読本と共通する実科的、あるいは総合的な読本のスタイルをとるも、教材としては公学校向けの自主的編成が相当意識されていたことがわかる。」としている（2003）。

本発表で試みるのはこれら先行研究の成果の細密化ともいふべきことである。『国民読本』は内地において国語科成立直後の検定教科書が刊行された時期に編集・刊行されたものである。中田氏が指摘するように、『国民読本』の編者らはそれらを検討する機会があったはずである。したがってそれらの教材群との一致率、さらにはそれら国語科成立に編集された検定教科書が依拠したはずの、読書科用検定教科書群（～明治32年）もまた、同様に検討対象とする必要があると考えられる。とくに実際に『国民読本』編纂の任に当たった大矢透は、小学校教則大綱下に尋常小学校用教科書として『大日本読本』（明治29年、全8巻、大日本図書）を上田万年らの校閲を経て刊行しているのである（明治29年12月検定済）。そして検定教科書群と『国民読本』における教材の異同が明らかになったならば、陳氏が“文明への同化”と指摘する「文明」について、内地と台湾とにおいて求められた「文明」、台湾においては「不急不要」とされた「文明」、台湾においてのみ必要とされた「文明」など、より詳細な理解が可能になることが期待される（佐竹道盛（1978）「沖縄近代教育の特質」『北海道教育大学紀要』第一部C 第29巻第1号、参照）。

2 『台湾教科用書国民読本』の教材構成

(1) 『国民読本』を位置づける方法

<表2>は小学校令施行規則下に刊行された主な検定教科書（文学社、普及舎、金港堂、集英堂、富山房の各社版）5種、『沖縄県用尋常小学読本』（いずれも巻3～8）、そして『国民読本』（巻5～12）に掲載された地理的教材、歴史的教材、理科的教材、実業的教材、国民教科的教材それぞれの数と、各領域の教材が、どの程度国定教科書に継承されたかをみようとしたものである。

<表2>

（左端：出版社・地域名、総教材数。右端：国定教科書に継承された教材数／内容教科的教材総数およびその比率）

	地理的	歴史的	理科的	実業的	国民的	計
文学	7/22	4/18	13/25	8/13	6/14	38/92
150	(31.8)	(22.2)	(52.0)	(61.5)	(42.9)	(41.3)
普及	9/20	7/25	9/20	3/8	5/20	23/93
150	(45.0)	(28.0)	(45.0)	(37.5)	(25.0)	(24.7)
金港	7/21	6/23	7/17	9/14	5/14	34/89
136	(33.3)	(26.1)	(41.2)	(64.3)	(35.7)	(38.2)
集英	9/18	4/29	6/11	5/6	3/13	27/77
120	(50.0)	(13.8)	(54.5)	(83.3)	(23.1)	(35.1)
富山	9/21	4/17	13/25	8/11	4/8	38/82
146	(42.9)	(23.5)	(52.0)	(72.7)	(50.0)	(46.3)
沖縄	7/18	5/27	8/26	3/6	3/17	26/94
136	(38.9)	(18.5)	(30.8)	(50.0)	(17.6)	(27.7)
台湾	6/22	5/18	2/27	8/18	4/11	25/97
148	(27.3)	(27.8)	(7.4)	(44.4)	(36.4)	(25.8)

この表からは以下の諸点が指摘できる。

一つは実学教材が重視され、皇室・国家に関連した教材が多くはない、とする蔡氏による指摘をこの表における理科的、実業的、および国民教科的教材によっても確認できることである。ただしとくに国民教科的教材が全教材に占める比率（7.4%）を他の教科書と比べるならば『沖縄県用尋常小学読本』

（17教材、12.5%）や集英堂版（13教材、10.8%）などよりは少ないものの、富山房版（8教材、5.5%）よりは多いという結果になる。理科的教材、実業的教材も他の教科書に比べて突出して多いというわけではない。この意味で内容教科的領域における教材選択の方針は内地用、また沖縄県用の教科書から大きく逸脱したものではないことが知られるのである。さらに内容教科的教材群に着目するかぎりでは、中田氏の指摘にもかかわらず『国民読本』から国定教科書への継承の比率は沖縄県用に比べて極端に低いわけではなく、検定教科書と比べたならば、普及舎には勝ることが明らかになるのである。

二つめは継承関係を考えるうえでの視点のおき方

第1日 第3会場—5

の重要性である。〈表1〉でみたように、国定国語教科書の教材はとくに地理的教材、歴史的教材、実業的教材においてそのほとんどが先行する検定教科書から継承したものであった。したがって「第一期国定国語教科書が、とくに地理的教材、歴史的教材、実業的教材において、検定教科書の教材を継承し、国語科の教科内容を構成したことを示す」と指摘できたのである。しかし検定教科書の側からみるならば、とくに地理的教材、歴史的教材についてはその継承率は50パーセント以下にとどまる。このことは後発の教科書としての国定国語教科書による、先行する教科書教材からの選択的な継承と、それに伴う教科内容としての内容教科的事項に関する再構築を意味することになるものである。同様のことは『国民読本』についてもいえるだろう。したがって本発表で試みようとする教科書の歴史的立場づけは、固有の教材のみならず、先行する検定教科書群からの選択的継承のあり方とそれらの意味することを明らかにしてはじめて可能になるものと考えられる。

(2) 『国民読本』固有の教材

内地用の五種の検定教科書、また『沖縄県用尋常小学読本』などと比べあわせて『国民読本』に固有の教材と見なしうるものが以下に掲げる40教材である。これらのうち、内地用教科書と共通の題材でありうるにもかかわらず、台湾特有の情報と対比して理解を容易にしたり、知識の幅を広げることをねらったと考えられる教材、また読者としての台湾の子どもたちにとってなじみのある人物名を用いている教材についてはカッコ内に記した。いずれも『国民読本編纂例』における編集方針、また「国語教授研究会」の決議の具体化ということもできるだろう。

〈地理的教材〉909 生蕃、910・911 基隆ト神戸一・二、1009 台北、1010・1011 台北カラ台南マデー一・二、1012 台南、1109・1110 台湾一週一・二、(910・911 基隆ト神戸一・二、1206 河流)

〈歴史的教材〉1013 鄭成功、1111 和蘭人、(809 台湾神社)

〈理科的教材〉502 スイギュウ、707 水牛と馬、914 芭蕉、717 医者、816 阿片、915 纏足、(718 衛生、1103 朝顔、1117 ペスト病)

〈実業的教材〉1114 樟腦、(709・710 茶一・二、916 織物、1115 博覧会)

〈国民教科的教材〉1120 台湾総督府、1217 人民保護、(1019 学問ト職業、1218 租税)

〈その他〉715 ベエリオンツヌ、(1014 往ケト来イ、1015 手紙、1118 養生おすすめる文、711 阿金のしんせつ、806 馬と豚の話、808 手紙)

これらが全教材に占める比率は27.0%に及ぶ。これは「気候風土言語などが本土と異なつて居る」ために「特別に編纂した方がよからう」という発議によって編集されたという北海道用、沖縄県用の教科書(渡部董之介1916「北海道用沖縄県用小学読本編纂事情」『帝国教育』406)と比べるならば、14.7%の沖縄県用の教科書よりも高く、31.1%の北海道用の教科書よりもやや低いのである。

(3) 『国民読本』における継承・非継承の実態

このことについてとくに特徴が明らかなのは地理的教材と歴史的教材である。そこでここではとくにこの二類について言及する。

① 地理的教材 検定教科書における地理的教材は三種類の方法で日本地理について網羅していた。一つは景観、気候、地球上への位置づけなど、総論的な内容であり、一つは「鹿児島より門司まで」「門司より神戸まで」など旅行体の採用による日本全国の解説であり、もう一つは東京、大阪、台湾など主要地域の解説である。『国民読本』はこれらのうち、第一の総論的な内容、第三の個別の主要地域等の記載については継承している。旅行体についても、それを方法としては継承しているものの、適用は台湾本島に限られており、その結果、日本全国の地理的領域については摘録するにとどまっている。

② 歴史的教材 検定教科書における歴史的教材は二種類の方法で日本歴史を網羅していた。一つは「国史の大要」等による神武天皇以降の通史の解説であり、もう一つは古代、中世、近世、近代それぞれにおける主要人物の小伝である。『国民読本』において四課にわたって掲載されている「我国の歴史」は前者を継承したものといえ、日本の歴史を網羅する方針は継続している。しかし後者については、複数の検定教科書が取り上げた人物のうち、中世における源頼朝、北条時宗、楠正成、豊臣秀吉等、近世における徳川家康などを取り上げず、固有の教材を除いては皇族と「国家ノ為メニ、生命財産ヲ顧ミザリシ人士ノ小伝逸事」とされた人物に限定されている。

③ その他(大矢透編検定教科書との対比など)

おわりに…国定国語教科書からみた『国民読本』